

こどもや子育てにやさしい栃木県 PR キャッチフレーズ・ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、こどもや子育てにやさしい栃木県 PR キャッチフレーズ（以下「キャッチフレーズ」という。）及びロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャッチフレーズは、「こどもぎゅーつとちぎ」とする。

2 ロゴマークは、図1のとおりとする。

(使用申請)

第3条 キャッチフレーズ及びロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「こどもや子育てにやさしい栃木県 PR キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号）を栃木県保健福祉部こども政策課長（以下、「こども政策課長」という。）宛てに提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が営利を目的とせず使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 教育又は児童福祉を目的とする機関又は施設が使用する場合

(承認)

第4条 こども政策課長は、前条の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) こどもや子育てにやさしい栃木県の PR の妨げとなるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) その他承認することが不相当とこども政策課長が認めた場合

2 前項に規定する承認は、「こどもや子育てにやさしい栃木県 PR キャッチフレーズ・ロゴマーク使用（内容変更）承認通知書」（様式第2号）によるものとする。

(使用料)

第5条 キャッチフレーズ及びロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第6条 キャッチフレーズ及びロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること

- (2) キャッチフレーズを改変しないこと
- (3) ロゴマークのタテ・ヨコ比率の改変、色の変更、反転、部分使用など、ロゴマーク本来のデザインを損なわないこと
- (4) こども政策課長が指示する条件に従うこと

(承認内容の変更)

第7条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「こどもや子育てにやさしい栃木県 PR キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認変更申請書」(様式第3号)により、こども政策課長宛てに申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認は、「こどもや子育てにやさしい栃木県 PR キャッチフレーズ・ロゴマーク使用(内容変更)承認通知書」(様式第2号)によるものとする。

(使用状況の報告)

第8条 こども政策課長は、キャッチフレーズ及びロゴマークの適正な使用の確保を図るため必要と認めるときは、使用者に対しキャッチフレーズ及びロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

- 2 使用者は、前項の報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならない。

(承認の取消)

第9条 こども政策課長は、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用がこの規程及び承認した内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取消は、「こどもや子育てにやさしい栃木県 PR キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認取消通知書」(様式第4号)によるものとする。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消のあった日以降、当該承認に係るキャッチフレーズ及びロゴマークの使用をしてはならない。
- 4 前3項の規定により使用承認を取り消された者に発生する経費(改修費用、使用対象物の作製費用等)は、当該使用承認を取り消された者が負担するものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この規程による使用承認は、使用者が使用するキャッチフレーズ及びロゴマークを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。

また、使用者又は使用対象物について、県が推奨を行うものではない。

(責任)

第11条 県は、使用承認を行ったことに起因して使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときは使用者自身が適切に処理する責任を負う。

3 使用者は、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、キャッチフレーズ及びロゴマークの取扱いについて必要な事項は、こども政策課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7（2025）年 1 月 17 日から施行する。

図 1（第 2 条関係）

